

平成 2 2 年度第 3 回  
札幌市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成 2 2 年 1 1 月 1 6 日 ( 火 ) 午後 6 時開会  
札幌市役所 1 8 階 第 4 常任委員会会議室

## 札幌市国民健康保険運営協議会

### 1 日 時

平成22年11月16日(火曜日)午後6時00分～午後7時51分

### 2 場 所

札幌市役所 18階 第4常任委員会会議室  
中央区北1条西2丁目

### 3 出 席 者

(1) 運営協議会委員(14名のうち出席者13名)

#### ア 公益代表

高橋 修(会長)、佐々木 信子(副会長)、米山 輝子、  
本田 優子

#### イ 被保険者代表

伊藤 弘、佐藤 栄一、深見 治暉、横江 光良

#### ウ 保険医または薬剤師代表

中田 康信、小坂 昌道、大西 良近、大江 利治

#### エ 被用者保険等保険者代表

西村 稔(欠席)、仙崎 茂和

(2) 市 側

保険医療・収納対策部長、保険年金課長、収納対策・後期高齢担当課長他

### 4 議事録署名委員

中田 康信(保険医代表)、横江 光良(被保険者代表)

### 5 審議事項

議案第1号 保険料の賦課割合の見直しについて

### 6 閉 会

## 1. 開 会

保険年金課長 皆様、おばんでございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

保険年金課長の富樫です。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから、平成22年度第3回国民健康保険運営協議会を開催させていただきたいと思っております。

なお、本日の出席者の確認をさせていただきまして、12名の出席がございます。西村委員から欠席という連絡をいただいております、小坂委員が若干おくれておりますが、札幌市国民健康保険事業施行規則第4条に規定する定足数に達していることを申し添えます。

また、事前にお送りしておりました資料に一部差しかえがありましたので、本日、お手元にお配りさせていただいております。差しかえのページでございますが、本体資料の後ろ2枚の「保険料の賦課割合の見直しについて」というA4判の2枚、3ページ物が差しかえになりました。申しわけございません。

もう一つですが、カラー刷りになっている別冊の資料4が差しかえになっております。資料4というのは、平成22年度旧ただし書き方式の政令指定都市比較という表ですが、これが差しかえになっております。恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

## 2. 保険医療・収納対策部長あいさつ

保険年金課長 それでは、議事に入ります前に、札幌市保険医療・収納対策部長の渡辺からごあいさつを申し上げます。

保険医療・収納対策部長 皆様、おばんでございます。

保険医療・収納対策部長の渡辺でございます。

本日は、お寒い中、夜分、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ご案内のとおり、前回の会議で継続審査となっておりました保険料の賦課割合の見直しにつきまして、引き続きご審議いただくために臨時的に開かせていただいた会議でございます。

前回の会議でもご説明したところでございますが、加入世帯の医療費が年々伸び続ける中で、国保加入世帯の所得も年々低下しており、このため、保険料負担が増していく傾向にあります。所得がある世帯のうち、中間所得層の負担がとりわけ重くなっていく状況につきましては、特に留意すべき課題というふうに考えているところでございます。

そこで、中間所得層の今後の負担緩和の観点などから、いわゆる応益割と応能割の賦課割合の比率について見直しを行い、現在、45対55となっておりますのを50対50へシフトする変更についてお諮りしたところでございます。

前回の会議では、皆様から非常に熱心にさまざまなご質問やご意見をちょうだいしたと

ころでございますが、論点としましては、おおむね負担増となる低所得層と負担増が抑制される中間所得層につきまして、それぞれ変更に伴う影響の度合いや効果を見きわめました上で、どう行っていくのが適切かという点に絞られてきたのではないかと考えているところでございます。

いずれにしましても、加入世帯の負担そのものに直接かかわる非常に微妙な問題でありますとともに、非常に重要なテーマでありますことから、委員の皆様から忌憚のないたくさんのご意見をちょうだいし、それを道しるべとしながら、今後のよりよき事業運営に向けて努めてまいりたいと考えているところです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

保険年金課長 それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

### 3. 欠席委員の報告、議事録署名委員の選出

会長 皆さん、こんばんは。

それでは、進行役を務めさせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の選出についてでございますけれども、従来からの慣例によりまして会長の指名ということで、私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

会長 それでは、中田委員と横江委員にお願いいたします。

### 4. 議 事

会長 それでは、議事を進めたいと思いますけれども、初めに事務局からの説明をいただき、順次、進めたいと思います。

前回もいろいろ委員の皆さんからご意見が出て、結果的には、この資料の中でも前回のおさらいと論点のポイントとして2点に集約される形になってはいますが、委員の皆様から資料的な意味での要請があったものについても、今回、事務局の方で用意していただきましたので、それらを含めて説明を聞いた上で、皆さん方の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

保険年金課長 それでは、本日の議題であります保険料の賦課割合の見直しについてご説明いたします。

この議題につきましては、先ほど来申し上げているとおり、前回9月の第2回運営協議会でご審議いただいたところですが、再度、資料等を追加してご審議いただくものであります。

資料のボリュームが多いので、説明が若干長くなってしまうかと思いますが、大

事な問題ですので、なるべく丁寧に説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本体の資料の「保険料の賦課割合の見直し」というただいま差しかえになりました3ページ物をごらんになっていただきたいと思います。

まず、前回のおさらいで、今回、札幌市が賦課割合の見直しを検討するに至った考え方を再度ご説明いたします。

国保加入者の世帯平均所得が長期間にわたり低下を続けているところでございまして、今年度では一般世帯で平均100万円を切る状況となっております。医療費が増加する中で、札幌市では1世帯当たりの平均保険料を一定額に据え置いておりますけれども、所得低下に伴う保険料不足分を全世帯でカバーしなければならないため、保険料率の上昇が避けられない状況となっております。中でも、賦課総額の55%に当たる所得割料率につきましては、所得低下の影響を直接的に受けることから、上昇圧力が一段と強まっているところであります。

その次に、この所得割の上昇の影響を最も受けるのが、いわゆる中間所得層でございまして。現在の賦課割合のままで平成24年度まで推移した場合には、試算では所得割の料率が現在の12.49%から14%程度ということで1.5%程度上昇する見通しです。1.5%と言いますと、所得200万円の世帯で年間2万5,000円の負担増、それから所得300万円になりますと、年間4万円くらいに相当する額です。さらに、率にしては、6から7%の保険料負担増となる見込みであります。

この上昇をなるべく軽減する手段としまして、従来から賦課限度額を引き上げるという方法がありますけれども、この賦課限度額というのは、この3年間で10万円引き上げているということで、高所得世帯にも負担感が高まっています。また、所得が低下してきておりますので、賦課限度額に達する世帯の割合がそもそも低くなってきており、この限度額引き上げでは所得割料率の抑制効果が薄れてきている状況となっております。

そこで、すべての加入世帯が相互に支え合うという国保の観点から、公平に負担を分かち合う調整的方策としまして、今後予定されている新たな高齢者医療制度改革の動向も念頭に置きながら、平等割、均等割、所得割の各賦課割合の見直しが必要ではないかと考えているところでございます。

それでは次に、賦課割合の変更案につきましてご説明いたします。

表に、札幌市の現行の賦課割合、変更案1、変更案2を載せております。

の変更案1につきましては、平等割すなわち世帯割と均等割すなわち人数割を合わせた応益割の賦課割合を、現行の45%から標準的な賦課割合である50%へとふやしまして、逆に所得割の賦課割合を55%から50%へ減らし、それで応益割と応能割を50対50とする案でございまして。これによりまして、中間所得層の負担軽減となり、国民健康保険法施行令の基本原則に一致し、さらに他の政令市や道内他都市とのバランスもとれますけれども、低所得世帯や多人数世帯には一定の負担増をお願いすることになります。

次の2ページ目に行きまして、の変更案2でございまして、これにつきましては案1

と同様に応益割と応能割を50対50とするのですけれども、現在、それぞれ22.5%の賦課割合としている平等割と均等割につきまして、合わせた賦課割合を50%にふやすときに、一番の負担増となる多人数世帯に配慮しまして、均等割すなわち人数割の比率は変えず、平等割すなわち世帯割のみを5%分ふやすこととしまして、平等割と均等割を27.5対22.5にする案でございます。これによりまして、応能割すなわち所得割がかかっている世帯には大きな影響なく多人数世帯の負担増を幾分でも緩和できることとなりますけれども、逆に単身など少人数、あるいは低所得世帯の負担は案1よりも若干ふえることとなります。

以上、前回のお話を再度説明させていただきましたが、前回の会議でこれらの案に対しましてさまざまなご意見をいただいたところです。それを、2の「前回会議での主な意見」というところに載せております。

から まで7点載せておりますが、 から は、前回の資料からさらに詳しい分析なり、あるいは資料提示等を求める意見です。 は「保険料が増える世帯、減る世帯のもっと詳細な数字が必要」、 は「低所得者と中間所得層とでは、負担増はどちらの影響が大きいのか」、 は「税負担等を含めた、全体の負担割合や今後の人口推移を考慮すべき」、 は「匿名で多くの具体的事例の提示が必要」というご意見でありまして、これらにすべて答えられるわけではございませんけれども、資料に基づき詳細を後ほどご説明いたしたいと思っております。

次に、 から は、この提言に対する賛否の意見でございます。 は、「所得が高い層は税負担も大きく、変更案に賛成」というご意見、 は例えば「所得80万、子供2人世帯にとって増加率は重い」というご意見、 は「増加額でみるのか、増加率でみるのかで評価が異なる」という賛否両論のご意見があり、結論は出せない状況でございました。

それでは、次の3に本日の添付資料の一覧を載せておりますけれども、前回のご意見を踏まえまして、本日追加の資料をご用意いたしましたので、順に説明してまいりたいと思っております。別冊になっております横書きのカラーの資料に沿ってご説明したいと思っております。

まず、横書きの添付資料1をごらんください。

「加入世帯の保険料負担の増減（賦課割合を案1とした場合）」というタイトルをつけております。これは、変更案1に賦課割合を変えたときに保険料がふえる世帯と減る世帯がどのくらいの割合でいるのかというのを収入段階別にあらわしております。

表の説明でございますが、まず青い縦棒というものは保険料がふえる世帯、赤い縦棒というものは保険料が減る世帯のそれぞれの割合を高さであらわしております。あと、黄色は変わらない世帯でございます。それぞれの高さのところに書かれた金額というものは、その収入段階別にふえる年間保険料、マイナスで書いているところは減る年間保険料の平均額をあらわしたものでございます。

なお、下の米印に注意書きが3点ほど書いてありますけれども、そのうち上二つについてご説明いたしますと、今回、電算システムの都合で世帯全員の収入というものを集計で

きませんでした。それで、世帯主の収入にのみ基づいて集計をしておりますが、世帯員に収入があっても反映することができませんでした。したがって、例えば上の表で世帯収入98万以下、一番左の分類のところの世帯というのは、保険料が減る世帯は実際にはないのですけれども、電算の数字のとり方で0.4%減る世帯が発生しているような状況になっているのは、世帯員に収入があるためと思われます。

それから、米印の二つ目ですが、本人が所得の申告をしておらずに所得把握ができない人につきましては、所得割は課さずに応益割分だけをご負担いただいておりますが、実際には保険料はふえる世帯となるのですが、これらの所得未申告世帯につきましては、1回賦課した後に年度途中で申告して所得判明する場合も多いため集計には今回は加えておりません。また、擬制世帯と言いまして、世帯主は被用者保険に加入して世帯員のみが国保に加入している世帯があります。こうした擬制世帯につきましては、先ほどご説明いたしましたように世帯主の収入しか把握していないため、意味のないデータとなってしまったため、集計から除いております。このように、厳密な数値ではありませんけれども、あくまで目安として見ていただければと思います。

それでは、具体的に保険料がふえる世帯、減る世帯に着目していただきたいのですが、保険料がふえる世帯は、まず年間収入98万円以下の世帯、それから年間200万円以下の世帯、左側の二つの部類が圧倒的に多くを占めております。増額幅は、大体年間2,000円から3,000円くらいの増額となっております。これでいきますと、大体2,570円から3,010円くらいです。そのような平均値となっております。一方、保険料が減る世帯は、棒グラフの紫色ですけれども、収入200万円以下と300万円以下、400万円以下といった世帯が多くを占めておりますけれども、幅広い収入層に減額世帯が広がっており、減額幅は収入に比例して大きくなっているような状況が見てとれるかと思えます。こうした状況から、収入200万円を超える中間所得層の保険料が減額され、一方、低所得世帯については少額ながら多くの方の負担増となるといった、今回の変更の影響が見てとれるかと思えます。

全体の合計としましては、一番右側の「合計」と書いているところでございますが、保険料がふえる世帯は約55%、減る世帯は約42%、増額の平均が約2,700円、減額の平均が約1万1,900円となります。ふえる世帯と減る世帯の割合が10%程度しか変わらない割には、増額幅が減額幅と比べると小さく見えますけれども、これは先ほどお話しした未申告世帯とか擬制世帯を除いていることが影響しているものと思われます。

また、一番下に、収入別の世帯分布状況を横棒グラフであらわしております。これをごらんいただきますと、収入98万円以下の青い帯のところと収入200万円以下の薄い青の帯のところを合わせまして全体の約6割を占めております。これを見ましても、国保加入世帯の所得が大変低いことがわかりいただけるかと思えます。このうち、濃い青の収入98万円以下の世帯につきましては、38.99%ということで全体の4割弱を占めますが、この4割弱の方につきましては応能割すなわち所得割は全くかかっていない層でござ

ざいます。したがって、国保加入世帯の所得減に伴う負担増、所得割の負担増を残り6割の世帯だけで負担するのではなく、この4割の青い層の世帯にも広く薄く負担していただくというのが今回の変更の目的でございます。

次のページでございますけれども、資料1のバックデータとなる数字を載せておりますので、詳しい説明はここでは省かせていただきたいと思います。

それでは、もう一枚めくっていただいて、次に資料2をごらんください。

資料2は、資料1と同じ条件で変更案2の平等割すなわち世帯割と均等割すなわち人数割を27.5対22.5とした場合の保険料の増減状況を示しております。

全体に占める割合としましては変更案1とほとんど変わりはないのですが、増額や減額の平均金額が若干異なっております。

具体的に申し上げますと、保険料がふえる世帯に着目しますと、収入98万円以下の世帯につきましては、保険料の増額幅が変更案1では2,570円であったのが、変更案2では2,660円と年間90円ほど増額幅が大きくなっております。また、収入600万円超えの世帯でも、変更案1よりも増額幅が大きくなっておりますけれども、それ以外の収入段階におきましては、保険料の増額幅が案1よりは少なくなっております。例えば、収入200万円以下ですと、変更案1のときには平均年間3,010円の増加に対して、変更案2では2,690円の増加ということで年間320円少なくなっております。また、二つ飛ばしまして、400万円以下でございますと、変更案1では4,830円だったところが、変更案2では3,430円と年間1,400円少なくなっております。これは、変更案2の方が多人数世帯に配慮した案であることから、比較的、単身世帯の割合が多いと思われる年収98万円以下の負担がふえて、それ以外の所得層で負担が変更案1よりは減っていることと思われま。

次に、保険料が減る世帯に着目いたしますと、保険料の減額幅につきましては、収入段階によって変更案1と比べて多人数世帯が多く含まれているであろう収入層の減額幅が大きくなっております。

その次のページは、同じく資料2のバックデータとなる数字を載せておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、次の資料3をお開きいただきたいと思います。

資料3は、平成21年度の収入段階別の収納率の状況を載せております。

これは、1年間の保険料収納率を収入段階別に示したもので、ここでの収入額というのは給与所得以外の所得の方たちにつきましては、これは給与収入ベースに換算した金額としておりますので、ご注意くださいと思います。この図で着目していただきたいのが、収入98万円以下の一番左側と、右の収入500万円超えの世帯の収納率が高い、そして収入200万から400万円といったいわゆる中間所得層と言われる世帯の収納率が低いことがご理解いただけるかと思ひます。

なお、収入200万円以下の世帯と収入400万円以下の世帯に比べて、その真ん中の



収入300万円以下の世帯の収納率が少し高目に出ているのが若干不思議に感じられる方もいらっしゃるのではないかと思います。これは、年金受給世帯の多くがこの年収200万円を超えて300万円以下の収入段階ということで、年金受給者については年金天引きも行われていることもあって、収納率が非常に高くなってございます。その影響が出ているのではないかと思います。本当は、この年金天引きを除いた収納率を出せばいいのですが、それを把握するのが困難でしたので、若干いびつな形になっております。年金天引きを除いた収納率を拾えるのであれば、多分、この層もこれよりずっと低いというふうな推測されるのではないかと考えております。

そこで、前回の会議の中で、低所得層と中間所得層では負担増はどちらの影響が大きいのかといったご意見がありましたけれども、収納率は収入段階ごとの保険料負担の影響の大きさをあらわす一つの指標として見ることはできるのではないかと考えております。そういう見地から考えましても、年間収入98万円以下という一番低所得層の方につきましては、収入は低いものの比較的収納率は高く、年間200万円から400万円の収入といった中間所得層の収納率が低いことから、低所得世帯層に比べて中間所得層の負担感が大きいのではないかと推測されるところでございます。

それでは、次のページの資料4をごらんいただきたいと思っております。

資料4は、政令指定都市の保険料比較でございます。前回の会議では、この資料4の下半分のところをお示しいたしました。今回は、上半分に各項目の順位づけをした上で、再度提示させていただきました。

上の方をごらんになっていただきたいのですが、上の方の一番左の今回変更しようとしている応益割すなわち世帯割と人数割の合計の割合ですが、旧ただし書き方式を採用している12の政令市のうち応益割が45%ということで、札幌市は3番目に低くなっております。

その次に、右側のところに移っていただいて、平均所得につきましては札幌は北九州に次いで下から2番目という状況でございます。前回の説明では、北九州や大阪といった平均所得の低い都市ほど、実は左側の応益割が高い傾向にあるというお話をさせていただいたところでございます。

この表の三つ目真ん中のところの表が、単身世帯の1年間の最低保険料です。それと、四つ目が2人世帯の最低保険料がどのくらいになっているのかという比較でございます。これは、平等割と均等割を足したものから7割軽減と言われる減額を行った後の金額でありますけれども、札幌市は政令市の中でおおむね中間に位置しているのがわかりいただけるかと思います。

最後に、一番右の表が所得割の実際の料率でございます。これは、真ん中の三つ目、四つ目は政令指定都市の真ん中ぐらいに位置しているのですが、この所得割に関しては札幌市が一転しまして12政令市の中で一番高い料率になっているというのが見てわかるかと思います。

そこで、例として応益割の割合が、一番左のところですが、45%でほとんど札幌市と同じである相模原市と比較をしてみたいと思います。相模原市の一般世帯の平均所得でございますけれども、平均で160万円を超えているということで、札幌市の約2倍という政令市の中でもかなり高い所得の都市でございます。それで、右側の最低保険料のところを見ていただきたいのですが、単身世帯では札幌市と相模原市はほとんど同じです。四つ目の表の2人世帯では、むしろ札幌市が相模原市よりも低くなっているという状況です。その分、一番右の所得割の料率には大きな差がついておりまして、札幌市が相模原市の約2倍の料率となっております。

保険料というのは医療費の額から算出されますので、1人当たりの医療費に大きな差がなければ、世帯の平均所得が低い都市は、世帯の平均所得が高い都市よりも保険料率を本来上げなければならないのが通常なのです。相模原市と札幌市を比べた場合、札幌市の上昇しなければならない部分というものは、ほとんど所得割の部分だけにあらわれているというのがおわかりになるかと思えます。すなわち、相模原市民と比べた札幌市民の保険料負担の差というものは、中間所得層に大きくあらわれて、その差は低所得世帯よりも顕著に大きいということが明らかだと思われま

それでは、次ページからの資料5 - 1から5 - 3でございます。

この資料5 - 1から資料5 - 3につきましては、前回お配りしたものと全く同じですので、説明は簡単にさせていただきたいと思えます。

まず、資料5 - 1は、単身世帯の平成24年度の保険料を推計したもので、横軸に年間収入、縦軸に年間保険料をとっており、赤い折れ線グラフが平成22年度の保険料でございます。青い折れ線グラフが、収入の10%のラインをあらわす線となっております。そして、縦の棒グラフですが、青い色が現行の賦課割合のままだった場合の保険料でございます。真ん中の黄色が案1の場合、オレンジ色が案2の場合の保険料となります。下の表に収入段階ごとの具体的な数値も提示しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

その次のページの資料5 - 2でございますが、資料5 - 1は1人世帯だったのですが、資料5 - 2は2人世帯の保険料推計でございます。1人世帯と基本的には同じ傾向にあるのですが、現行賦課割合のままだった場合には、保険料が収入の10%を超えてしまう、青い折れ線グラフを超えてしまうというお話を前回させていただいたところです。

その次のページの資料5 - 3というのは、4人世帯、多人数世帯の保険料推計であります。ここで見ていただきたいのは、棒グラフの黄色とオレンジ色との比較です。先ほどの資料5 - 1の単身世帯では、右側のオレンジ色の方が保険料が高かったのに対しまして、4人世帯の場合はオレンジ色の方が保険料が安くなっておりまして、案2の方が多人数世帯に配慮した保険料であることがおわかりいただけるかと思えます。

それでは、最後に、次ページからの資料6をごらんいただきたいと思えます。

これは、さまざまな国保加入世帯のモデルケースを想定しまして、保険料を今度は年間

ではなくて月当りに換算しまして、額面の月収とそれに対する負担率を調べてみました。それが、今回の変更によりどういう影響を及ぼすかを月単位で試算したものでございます。ケースとしては20例載せております。

なお、ここでの保険料というものは医療分と支援金分のみでありまして、介護分は実際にかかる方もいらっしゃいますが、それは考慮しておりません。

また、参考までに、住民税、市民税と道民税になりますが、その額も載せております。ただ、住民税額は控除額等によって異なるため、あくまでも目安としてご理解いただきたいというふうに思います。

それではまず、ケース1からケース4でございますが、これらはいずれも7割軽減という札幌市で一番低い保険料となっている事例です。

ケース1は、1人世帯で遺族年金をもらっているというような事例でございますが、遺族年金や障害年金というものは非課税所得となっているために、年金の額が幾らであったとしてもほかに収入がなければ保険料というものは最低額となっております。月収に対する負担率は事実上大変低くなっております。この表でいくと、月収に対して零点数%ぐらいの負担割合になっているということがわかりいただけるかと思えます。

その次に、右側のケース2は、単身で給与収入がある方、さらにアルバイトだけでは足りないので、親からも若干仕送りを受けているという単身世帯の例で、これは年間98万円未満の収入でございますので、保険料はケース1と同じ最低額となります。

その次に、ケース3は、今度は4人世帯の場合の最低保険料の事例で、ケース4は2人世帯の最低額の事例でございます。冒頭の資料1のときにも説明しましたけれども、今回の賦課割合が変更になって最も負担増となる割合、率でいけば一番大きく負担増になるのが、この収入層の世帯となっております。増加額は月額に換算すると、ケース1からケース4のところで、いずれも単身で月160円から200円程度、4人世帯で月200円から350円程度でありますけれども、増加率にすると10%を超えることとなり、これをどう評価するかが一つのポイントになるかと思えます。

次のページに進みまして、今度はケース5は5割軽減の世帯、それからケース6、ケース7、ケース8、次のページのケース9までが2割軽減に該当する事例となっております。ですから、比較的低所得の世帯でございます。

ケース5は、年金世帯の事例でございますけれども、賦課方式を変えても大きく保険料は変化しておりません。月にして30円とかマイナス10円ぐらいの変化でございます。

ケース6は、母子家庭の事例を設定してみました。この場合は、給与収入自体は月12万円なのですけれども、そのほかに児童扶養手当とか子ども手当があるということなのですが、この表では児童扶養手当とか、あるいは子ども手当というものは所得を算定する上での収入にならないのですけれども、やはりこれは月収の一部と考えて負担率を計算しております。それらを含めると、月収に対する負担率は5%程度におさまるところになっております。

その次に、ケース7は普通の単身世帯の事例で、ここは負担率が7%以上ということになっておりまして、この収入段階の中では比較的高い事例となっております。

ケース8の場合ですが、非自発的失業者軽減という今年度から始まった新たな制度に該当する事例です。昨年の収入を100分の30として保険料を計算するという仕組みになっておりまして、通常であれば年額480万円の収入であればもっと保険料は高くなり、大体月、四、五万円ぐらいになる層ですが、非自発的失業者軽減という制度によって、この程度に抑えられております。ただし、現在失業中ということで、このケースだと雇用保険しか収入がないということにしておりますので、月収に対する負担率というものは見た目かなり高くなっているところでございます。

その次のページのケース9は、事業所得の場合で2割軽減に該当する事例でございますが、現行賦課割合との差額は率とすれば高くなっております。

それから、次のケース10からケース17までが、7割、5割、2割の軽減がない、さらに賦課限度額には達していない、いわゆる中間所得層と言われている世帯が続きます。月収に対する負担率というところを見ていただくと、それぞれのケースで8%から10%を超える世帯もありまして、保険料の負担感が大きい収入層であると思われ、さらには住民税も一定程度負担しているという世帯であるため、今回の賦課割合の変更により負担軽減を図りたいと考えている収入層です。

特に、ケース14からケース17をごらんいただきたいのですが、子どもが2人以上の世帯で負担率が大変重たくなっております。こういう多人数世帯におきましては、いずれのケースも現行の賦課割合よりも保険料が低くなっており、さらに変更案1のときよりも変更案2の方が、一層の負担軽減につながるということがわかりいただけるかと思えます。

それでは、最後にケース18からケース20ですが、これらは高所得者層、賦課限度額に達している事例です。従前より賦課限度額に達しているため、保険料は賦課割合を変更しても同じになるので、この差額はゼロとなります。

なお、ケース18につきましては、特殊な事例なのですが、障害年金しかもらっていないということで、本来は所得ゼロで7割軽減の世帯なのですが、たまたま昨年一時所得があったということで賦課限度額に達している事例でございます。たまたま去年、譲渡所得があったということなので高くなっておりますけれども、これがなくなれば翌年以降は保険料は7割軽減まで下がるということになる特殊なケースです。

ちょっと足早にご説明してしまっただけで、追いつかないところもあるかもしれません。申しわけございません。

以上で添付資料の説明は終了させていただきたいと思えます。

それでは、最初の本体資料の3ページ目に戻っていただきたいと思えます。縦の資料の3ページです。

3ページに、賦課割合見直しの検討に関するポイント・論点ということでまとめてみました。大きく二つに分かれるのかなということで、まず一つ目に「世帯の保険料負担増に

ついて」の論点でございますが、今回、保険料の負担増となるのは、主に低所得世帯と多人数世帯でありますけれども、低所得世帯につきましては、先ほどの資料でもご説明しましたが、主に年間収入が200万円以下の方の負担増については、額としては少ないものの率としては非常に大きくなります。こうした低所得世帯への負担増をやむを得ないものとするかどうかが、仮にやむを得ないとするのであれば、増加する金額がそれ以外の階層の世帯と比べてどこまでが適当と判断できるのかがポイントとなってくると思います。

次に、多人数世帯の負担増に対する配慮でございますが、変更案2のように均等割の賦課割合はふやさずに、平等割の賦課割合のみを5%増加することによって、多人数世帯の負担増は、均等割の割合を並行的にふやす、すなわち25対25にする場合に比べて抑制されることとなりますが、こうした多人数世帯を想定した配慮を必要とするかどうかがポイントとなるかと思えます。仮に、こうした配慮をしたといたしますと、多人数世帯と比べて被保険者数の少ない世帯の負担がふえることとなります。こうした負担増を適当と判断されるかどうかが、また一つの論点となるかと思われまます。

引き続きまして、2番目の黒丸の「変更の実施について」の論点でございます。

今回の変更について、仮に実施するとしても、いつ変更を行うかなど変更の仕方によって保険料負担への影響が異なってまいりますので、仮に幾つかの案を載せております。

一つ目は、変更可能な範囲内で、翌年度の世帯全体の所得状況、あるいは賦課限度額の引き上げなどの制度改正の影響なども勘案して、その都度、判断しながら変更を行う方法です。この方法は、臨機応変に対応するという点ではよいのですが、どの時点で実際に判断するのかとか、所得状況や制度改正がどうなれば変更するのかとか、さらに詳細を決めていかなければならないのかなというふうに思います。

二つ目に掲げておりますのは、中間所得層のうち指標となる世帯というものを設定しまして、保険料水準額をあらかじめ決めておきまして、それで翌年度の保険料負担がそれを超えると見込まれるときに、変更可能な範囲で変更を行っていくという方法でございます。例えば、2人世帯の保険料が収入の10%を超えたときに変更するといった形で決めておくというようなこととなりますけれども、これも先ほどの一つ目の案と同様にどの時点で判断するのか、さらにはどの程度変更すればよいのかといった課題が出てくるのかなと思えます。

三つ目は、現時点で変更の最終目標年次を決めた上で、スケジュールに沿って平成23年度から段階的に変更を行っていくものです。これは、一つ目や二つ目の案のように時々々の状況によって変更することではなくて、現時点で変更することをあらかじめ決めてしまった上で段階的に実施していくということでありまます。この方法によると、保険料の上げ下げの幅は小さいのですが、毎年毎年上がっていく、あるいは毎年毎年下がっていくという点が上げられるかと思えます。

四つ目は、平成23年度から直ちに変更を行っていく案でございます。現時点で中間所得層の負担軽減のため、早急な変更の必要性があるとの認識によって来年度からの実施と

するものであります。この方法によりますと、ほかの三つに比べて保険料の上げ下げの幅が大きいの点があるかと思えます。

以上、いったん、四つの案を提示したところでありますけれども、これ以外の方法も含めて論点としてご議論いただければと思えます。

長くなりましたけれども、以上で事務局からの説明を終了いたします。

会長 どうもありがとうございました。

詳細な資料をいろいろ用意していただきまして、事例も数多くありました。まず、今の説明そのものについてご質疑等がありましたら受けたいと思えます。

委員 論点の中で、負担増という白丸の2番目で、多人数世帯の負担増への配慮云々とありますが、このケースというのはモデルケースの中にありますか。

保険年金課長 モデルケースで言えば、ケース14から17が4人世帯、あるいは5人世帯の多人数世帯になっております。

例えば、ケース15あたりで見ていただきますと、表の真ん中ぐらいの現行賦課割合との差額ということで、現行賦課割合につきましては3万9,420円ですが、案1でいくと現行賦課割合よりも1,950円下がり、案2にすれば2,430円下がります。いずれも、そのような形になっていると思えます。

委員 これは、いずれも軽減措置非該当のケースですが、該当の中ではありますか。特にないような気がするのです。

保険年金課長 該当はあります。

ケース3の場合がそうです。ケース3が7割軽減ですけれども、案1でいくと350円上がるところが、案2だと200円に抑えられる形になっております。

委員 だから、案1、案2でいろいろな対比表をご丁寧に書いていただきました。この軽減措置がある、ないで、上がる程度は違ってきますね。だから、案1の50対50でやると、低所得者層に過大な負担がかかる、でも、軽減措置を加味するとどうなるのか、そのあたりは一般的にはどうですか。

保険年金課長 今回出した軽減世帯の月額額は、全部、軽減措置を適用した後の額になっております。

委員 その家庭にしてみれば、痛手が大きいということは言えますね。

会長 ほかに何かありますか。

委員 前回も、保険料が足りないのに減る人が出るのかという疑問があって、よく考えたのですがけれども、結局、低所得者層を負担増にしても軽減措置があるから負担増はそれほど高くないという考えでよろしいのでしょうか。

保険年金課長 額としては高くないのですが、率としてはすごく高くなってしまいます。なぜかという、この軽減措置があって、もともと低く抑えられているということがあるので、それこそ月に100円、200円上がっただけでも10%ぐらいの増加額になってしまうということです。

あとは、今回、ただの収入だけではなくて、例えば親からの仕送りとか、児童扶養手当とか、子ども手当とか、遺族年金とか、所得を把握する上でカウントしないもの、いわゆる非課税所得もあるケースもあるということで、実際の給与収入だけで暮らしている方もいれば、そうではない収入というか、所得として捕捉しない収入がある方もいるのかなということで、さまざまなケースをつくってみました。

委員 九十何万円で生活できるわけがないですね。要するに、学生も入っているということでしょう。恐らく、90万円で家賃を払うのは無理なのだろうし、200万円以下が60%いるわけでしょう。恐らく学生で、国保の加入年齢になっているから入っているというのがいるから、こういうふうになっている可能性はありますね。

保険年金課長 学生の場合は、親と世帯が一緒で見ているケースがほとんどなのです。ですから、ここには学生はほとんど入っていません。学生を除いてもこれだけいるということです。

委員 資料3の徴収率がありますね。98万円以下が随分高い率ですけども、それは軽減措置の制度と関連しますか。

保険年金課長 やはり、軽減措置があるので、もともとの単価設定が非常に安くなっている、安いといってもやはり所得が少ない方にとっては大変なのですけれども、例えばそういうところも影響はしているのかなというふうに推測されます。

委員 ほかの都市を見ると、政令などで50対50に持っていけという指導がありますね。札幌市が今こうやっているということは、よほど中間層の負荷割合が大きくなっていると判断されてこのようなことをやっているのですね。

保険年金課長 そうです。

委員 市として、結局、国保の保険を政令に準じて50対50に持っていかなければいけないというか、ほかから見ると動きが遅いような感じもあるのですけれども、そういうふうに解釈してお話を伺っているのですね。

保険年金課長 そうでございます。

特に、資料4をごらんになっていただきたいのですが、これは旧ただし書き方式をやっております政令指定都市の比較なのですけれども、特に問題となるのが一番右側の所得割の料率のところ。札幌市は断トツで所得割の料率が高いです。所得割がかかる世帯というのは、それこそ所得のある世帯ですので、いわゆる中間層から高所得層にかけて、ただ、高所得層については一定程度で限度額に到達してしまいますので、料率を変えても全く影響がないのです。ですから、やはり中間所得層がこの料率の高さのところはかなり圧迫されているかと思えます。

逆に、所得割のかかっていない世帯につきましては、上の表の左から三つ目と四つ目のところで、札幌が12市中真ん中くらいにあり、平均的な額しか賦課しておりません。ですから、所得のない方については、大体平均的なのですけれども、所得のある方については12市中断トツで札幌がたくさんいたかなければならない状況になっています。これ

がなぜかという、55対45になっているということです。

逆に、左から2番目の表のところ、札幌の平均所得は非常に低いのですが、札幌と同じくらい低い大阪市とか北九州市は、一番左の応益割のところを見たら50%を超えているのです。やはり、所得が低いので所得割の方からいただけないということで、応益割の方からよりたくさん負担していただくという形になっています。だから、本当は、所得から言えば、札幌はどちらかという大阪、北九州のようないただき方をしなければならないのですけれども、逆になっているというような実態があります。

会長 ほかにありますか。

委員 質問というより考え方を聞きたいのですが、今回の賦課方式変更の大義名分というか、なぜということ、前にいただいた資料によると、たしか今の55対45というのは平成18年からです。今の応益の45は、その前は54だったのです。応能が46だったのです。しかし、これは平成15年から平成17年の3年間あります。そして、その前の平成14年以前は賦課方式が変更になっていますけれども、50対50です。この変わり目と今の変えようとするあたりは何か基準や大義名分はあるのですか。

保険医療・収納対策部長 平成15年度に住民税方式に変えたときに、賦課割合を4%、応益割部分をふやしたのです。これは、それまで50対50としていたのですけれども、やはり低所得者の増加ということで、賦課方式自体では、税金がかかっている方だけにしか所得割がかからないものですから、非常に負担感が高まっていたということがありました。それで、賦課割合では、さらに応益割をふやして、本来でいけば標準から外れるような形で、札幌市はそれでは持たないという形に変えたのです。平成18年度から、今度は旧ただし書き方式にしますという方向にしたのですが、そうすると、逆に所得割がかかる世帯の幅がどんどん広がるわけです。その関係で、割合を逆転させるような形にしたのですが、本来ここでは50対50にするという議論もあったかもしれませんが、やはり、旧ただし書き方式にしますと多人数世帯がかなり負担増になるということで、こういう形にしたと聞いています。

今、なぜまたこれを50対50にしていくのかという大義名分という話がありましたけれども、従来から説明していますけれども、所得自体がどんどん下がってきて、それをいかにして公平に世帯の皆さんに負担していただくかを考えた場合には、賦課割合を50対50にしていくことで全体的なバランスをとっていきたいというのが一番大きな考え方です。ですから、もちろん上がる世帯、下がる世帯いろいろありますけれども、それぞれにとってお互いに納得がいくようなところはどこかと考えたときに、まず標準的なところまで持っていく必要があるのではないかと考えたところです。

委員 大義名分と言ったら大げさですけども、私なりに考えると、国保の特別会計の将来の健全経営がきちんとしないと、やはり病院にもかかれなくなるということをおはよく考えます。そうなりますと、今の問題は、たかだかとは言いませんけれども、医療費全体の保険料分は19%ぐらいですね。あとの81%は国の補助と窓口の初診料なり自己負



担分で賄われているわけですから、ここでいじっても、もっと大きなところで変わってくると一たまりもないというか、逆に平成21年度決算のように、補助金が非常にいろいろな理由でふえて今までの赤字を一気に解消して、なおかつ当初予算の繰り入れまでも減額する。もちろん残っていますけれども、そういうことが出るくらいありますので、今お話をしている部分の特別会計を健全に経営するというのは、それほどウエートが大きいものではないのですか。やはり、被保険者、保険料を払う側の公平原則が一番の大義名分ですか。

保険医療・収納対策部長 おっしゃるとおり、保険料収入は、全体の歳入の中の約2割ぐらいを占めています。ただ、健全な運営というふうに考えていきますと、財源をどう確保していくかということになります。もちろん、歳出を抑える、医療費自体を抑制するという話はまた別な問題としてありますけれども、歳入を確保することが一番財源では問題であるわけです。ただ、制度的に財源が確保されている部分については、それは制度的な問題ですからやむを得ませんし、これはどうしようもないということになりますが、唯一、保険料収入に関しましては、これは国保事業運営において実は一番重要な部分です。やはり、ここで手を抜くことはできませんし、それなりに加入世帯にとって一番大きな問題、ウエートは小さいですけれども、それぞれの国保の世帯にとってみれば保険料負担は非常に意味合いが大きいと思っております。ですから、そこをどのように負担するのか、保険料が上がる、下がる自体を皆さんは非常に敏感に考えていらっしゃるし、そこはきちんとやっていかなければ、このままどんどん保険料が上がっていてもいいのかという問題になりますから、我々もそれをいろいろ考えながらやっています。この問題は、確かに全体の中から見れば本当に一部の問題かもしれませんが、今後、それを放置すると収納率とかいろいろな面でも影響すると考えてまして、今回、やっていかなければならないのではないかと考えたということでございます。

会長 まず、資料の説明に関連してのご質問等はございませんか。

負担に関して、50対50という応能割の一つの目安があると思うのですが、それ以外のところで、例えば所得割の料率を他都市との相对比较で12番という下の方で、極端に料率が高いということになっています。それは相対的な比較の中での位置づけなのですが、それが普遍的な意味で、10%を超えたらとてもたまらないというものとか、何か判断する上での一つ目安あるいは基準みたいなものはあるのですか。今、資料をいただいた中では、ほとんど他の都市との比較で上だ、下だという議論ですけれども、それ以外の点での普遍的な意味での目安みたいなものがあればお示しく下さい。

保険医療・収納対策部長 正直に言いますと、我々は目安を持っておりません。ただ、議会の中でいろいろ議論されたことがありまして、例えば年収の10%であるとか、所得の10%であるという議論がされたことがあります。我々としては、札幌市より高い保険料負担を求めている市もたくさんありますから、どこまでいいのかという議論も含めて考えなければならぬのですけれども、これまでの保険料負担をきちんと目安として考えな

がら、これがさらにふえていくとどういう影響があるかということを考えてやっていると考えていただければと思います。

もちろん、さらに保険料負担が上がっていく状況はあるかもしれませんが、これはできるだけ避けたいという中で、どのくらいのパーセントを限度として考えるかということはやっけていかなければならないと思っています。今のところ、それについてこのくらいというふうに考えているわけではございません。

会長 今回の見直しの一歩の根っことは、この資料の「見直しについて」という前回の会議のおさらいの一番最初の所得低下に伴って保険料が不足するから、それをどういう形でカバーするかです。そのカバーの仕方としては、現行のままの割合でいくと、この二つ目の白丸の中間の所得層にしわ寄せが大きくなっていて、負担の割合の12.49%が14%程度までになるということで、それを少し薄まきにしたいというか、散らしたいということだと思っております。

これは乱暴な議論の仕方かもしれませんが、とりあえず、今、現行の応益割と応能割、所得に応じた賦課の割合が45と55となっているのです。これをとりあえず50対50にするということ、つまり、所得に対する負担の割合をある程度緩めるといいますか、強く圧力がかかっているところを軽減するという意味で、その内訳をどうするかはまた別にして、賦課割合を50対50に変更するということについてはいかがですか。変更案1と2の違いは抜きにして50対50でという一つの目安の方向に動かすことについてはいかがですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

会長 結果的に、先ほどの時系列というか、年代の流れ中の変化の比較と、今度は他の都市との比較で、全体的に言えばある一定の目安はあるかもしれないけれども、どちらかという、現在の負担より中間所得層が負担が大きくなるからそこを軽減したいということで、ある意味では全体的に変化を万遍なくというか、広くしながら大きく影響が出るところを極力少なくしたいという工夫というか、ご苦勞をされている考え方ではないかと思うのです。

今、50対50にすること自体については、金を持っているやつから取れというご意見も強く出ないようですので、とりあえず、この委員会としては50対50については了承するというにしたいのですけれども、よろしいですか。

もし、特にだめというのであれば、統一しなくてもいいということですので、異論があればそれを両論併記できます。

委員 前回も私は申し上げたと思うのですけれども、低所得者の方々が公平公正の中で、皆さん上がるのだから上がりましょうという形でいくと、どうしても低所得者の負担が、幾ら金額が少ないと言っても割合でいくとかなりのアップになりますから、このところは何とかならないかなという気がしてならないです。それでなくても、いろいろな軽減措置がされている方々なので、そこは言い過ぎかもしれませんが、そのところはも

う少し手を入れられないかというのが本音です。

会長 それは、実額としては小さくても、割合とすると、どうしてもパイが小さいから大きくなるということですが、わかりました。

それは、この後の平等割、均等割の割合の中でも議論できるのではないかと思いますので、とりあえず、この委員会としては、今の賦課割合を応能割、応益割を50対50にする方法が適当ではないかということで意見をまとめたいと思います。

その次に、そうしたときに、今、市の事務局の方でお考えになっている変更案1と2で、今度は応益割の中での賦課割合をどうするかということで、変更案1によると、これもやはり25対25でフィフティ・フィフティにするということと、もう一つは、27.5対22.5ということです。この平等割、均等割というネーミングがわかりづらいのですが、平等割というのは世帯に均等にということです。それから、均等割というのは世帯の構成員を含めた人数割ということです。言いかえれば、世帯割と世帯の人数割という意味でご理解していただければいいと思うのです。

そうしたときに、この数字だけ見ますと、変更案1と2を比較したときに、2の方では世帯割を多くするということは、相対的に世帯の人数が多い世帯については軽くなるということになるのですか。そういう思想で、変更案2の方では大家族というか、扶養家族をたくさん抱えているご家庭の負担をより少なくすると。それは相対的な比較の上ですが、そういう案をベースにして十幾つかの具体例をそれぞれ挙げてやっていただいたのです。

その中に、先ほどの委員のご意見のように、率の問題と実額としての大小というものはあるのですけれども、ここはいろいろな評価の考え方があると思うのです。額が少なければいいのではないかという意見も当然あり得ると思うのですけれども、その辺のところはいかがですか。

これは、昔、消費税の議論のときにあったと思うのです。つまり、消費税の逆進性ということで、5%という消費税は月収10万円の人と月収100万円の人にとっての負担感というのは全く違うので、いわゆる所得格差に基づく逆進的な意味での税だという部分があるということに似ている議論かと思うのです。

まず、この辺は、抽象的な意味での考え方としては、低所得者の方はそのことによって非常にご苦労されているのだから、負担の増加については、極力、影響が出ないようにという基本的な思想については皆さんご了解されると思うのです。そうしたときに、具体的にその部分を少額でも負担増になることは、やはり何かの手当をすべきだということになるのか、それとも、それはみんなで支えるということで収入が少ない、所得が少ないということだけでいろいろな面での手当なり、制度上の仕組みがあるけれども、さらにその上にそういう意味での負担増については極力配慮すべきかという、下世話な言い方をすれば、さじかげんというところに結局は帰着するのかなと思うのです。

そこで、事務局の方で、申しわけないのですけれども、今の所得の低い方の負担の増減が一番見える事例で、先ほどの説明していただいた中で一番わかりやすい典型例みたいな

ものがあつたらご説明していただけませんか。たくさん事例があつたので、僕も聞いていてよく整理できなかつたのですけれども、いかがですか。

保険年金課長 それでは、低所得者の典型例ですけれども、まず、ケース1をごらんください。

ケース1は、1人世帯で、遺族年金をもらっている方ですが、現行の賦課割合が月1,460円なのです。案1にすると、1,620円ということで今よりも月で160円上がります。案2だと、1,660円で200円上がるということになります。先ほども申しましたけれども、遺族年金が非課税所得の扱いになっておりますので、収入ゼロと同じようなケースですが、こういうものがある方もいるのではないかと思います。収入ゼロで暮らしていくというのは、事実上、あり得ませんので、何らかの課税対象になっていないものがあるということがあるのかなということで、こういうケースをつくってみました。

これだと、月に160円から200円ぐらい上がるということです。ただし、このケースだと、亡くなられたご主人の遺族年金が20万円ほど非課税になっている部分があるということで、月収に対する負担率が0.73だったものが0.81もしくは0.83になるというケースかと思えます。

それから、ケース7です。

これは、もともと非常に大変なケースだと思うのですけれども、1人世帯で給与収入なのだけれども、契約社員で社会保険も適用になっていないので国保に入っている方です。月11万円ですから、本当に生活保護ぎりぎりぐらいの方になってきます。この方だと、平成24年度の現行の賦課割合でいったら月額7,840円のところ、案1だと月10円アップ、案2だと110円アップになるのです。

ここで着目してもらいたいのは、もともと今の賦課割合でも7,840円ということで、11万円の収入で7,840円ですから、もともとかなり大変な世帯なのです。

上がるのがどのくらいなのかということと、もともと既に高かつたというものがごっちゃになったら整理がつかなくなるのかなということはあると思いますけれども、ケース1とケース7という極端な例を二つご説明させていただきました。

以上です。

会長 数字を見ていると、例えばケース1の場合ですと、金額は現行の月額に対して上昇率は、例えば両方の案でも1割を超えるような上昇率ですけれども、額そのものとしては月額にすると160円、200円、月収に対する負担率だと1%に満たないということですね。

もう一つ、例えばケース7でも額としては110円ということで、負担率も7%です。この中で、極端な例はケース8だと思うのですけれども、これは前年所得の問題でこういうことが起きるので、事例として何か検討すべき中心になることではないという理解でよろしいのではないかと思いますのですが、どうですか。

保険年金課長 こういう方たちは、もともと非自発の軽減制度ができる前は、協会けん

ばなり健保組合の任意継続制度に入っていた方々なのです。今、軽減措置があってそれよりも国保の方が安くなりましたので、それで国保に入ってきているので、非常に負担率が大きい方なのですが、この方たちは、もともと任意継続の方に入っていたとしても、これ以上の負担はもともとしなければならなかった人たちなのです。ですから、典型例として考えるのはいかがなものか、極めて例外的なケースだと思います。

会長 この月収に対する負担率が二十何%という率を見るとびっくりするのだけれども、これはレアケースと言うと変ですが、変わったというところでの結果的な事例と考えればよろしいですね。

保険年金課長 あとは、預貯金についても全く考慮していないで、単純に雇用保険の失業給付だけを月収として見えています。

委員 私自身が、まさにケース8の事例をやっていまして、国保に入る前の2年間、政府管掌、今で言う協会けんぽに、再就職せずに入っていました。国保に入ったら、軽減措置はそんなに安いのかという感覚で、これからも確かに相当落ちるのです。ですから、個人的な考えですが、この金額的に高いか、安いかというのは、数字とパーセントだけでは国保によっては判断できないと思います。要は、市の方で言っている保険料をどうやって確保するかというところを考えていったら、おっしゃるとおり、散らすというか、言葉が悪いのですが、痛み分けの分量をどうするかということになってしまうのではないかと思います。

会長 それでは、ほかに何かご意見はありませんか。

委員 希望に近いのですけれども、保険料の負担というのは、やはりデリケートな問題ですね。だから、これこれの問題が生じた場合は、その協議に入るというメルクマールをつくっておいた方がいいような気がします。そうしないと、突然こういう問題が提起されて議論しますというのは、人によっては、この後に議会もあるでしょうから、そのあたりで、先ほど大義名分なんて大げさなことを言いましたけれども、例えば札幌市の場合は会計も健全に向かいつつあるし、突然提案されるよりはかねて申し上げておりましたように、最近、これこれの問題が出てきておりますので、この論議をしたいというような、何かつくってデリケートな問題に入っていっていいのではないかと私は個人的に思います。

もう一つは、資料の3ページの方ですけれども、ご丁寧に我々の考え方まで整理していただいた4番目のポイントです。変更の実施についてです。これは、我々の任期の問題もありますから、平成23年にするか、平成24年にするか云々のあたりはどんな感じなのでしょうか。

保険年金課長 必ずしも任期とリンクするものではございません。あくまで現時点でどう考えるかという観点で判断していただければよろしいかと思います。

委員 例えば、平成25年以降に高齢者医療制度が変更になってくるわけですから、それとの兼ね合いが今度は出てくるでしょう。だから、のんびりしていたら、高齢者医療制度と違うという形になってくる可能性があるから、そことの兼ね合いはどうですか。平成23

年からすぐやるのなら2年間は間違いなくこれでいくけれども、今の民主党でどれだけのことをやれるか、平成25年以降決まるかどうか、高齢者医療制度を廃止と言っているわけだから、新制度になるときの整合性はどういうふうに考えているのですか。

会長 これは、基本的には現行制度をベースにしての議論に限定するということでよろしいのですね。

保険年金課長 さようでございます。

会長 今後の高齢者医療制度の改正については、何が何だかさっぱりわからないから想定できないので、とりあえずは……。

委員 都道府単位になってしまったら、どういう問題になってくるのかわからないです。ごちゃごちゃになってしまうでしょう。

会長 それは、近々議論されることではあるけれども、実施は平成25年からということですから、とりあえず今は平成23年度以降の問題として、どういう負担割合にするかということで我々の意見を出すということにします。

委員 1点目の基準づくりは難しいですか。

会長 多分、何となく見直しをするのではなくて、こうこうこういうことになったとか、こういう状態だから見直しをするというきっかけとか、今、何で見直しをするのかということですね。それは、総体的に所得が減ったとかいろいろなことがあると思うのですが、そういう中でも中心になるメルクマールみたいなものは何かあるのですか。

保険医療・収納対策部長 先ほども申し上げましたけれども、今まではそこまでの基準みたいな形でどうするこうするというものではなかったと思います。過去にも賦課方式の変更を2回行ってきたわけですが、それも総体的な中で中間所得層の保険料の負担の問題が一番大きな課題として浮かび上がってきて、賦課方式の変更ということを実施しました。

そのときの考え方というのは、もちろん、いろいろなところを勘案して導き出したということとして、これらの世帯が何%に達するという形ではなかったということです。ただ、確かに、今回の提案は非常にわかりづらいところが出てきておりまして、一般市民は何かよくわからないという話があるうかと思えます。ただ、今、所得の低下状況もこれから深刻になってくるだろうということもありますし、それを踏まえて、今すぐどうするこうするは別の議論になりますけれども、これをやっていかなければならないのではないだろうかということで、その判断をどういうときにやるのかということを考えていかなければならないと思っています。

委員 議会の方には、もうこの資料を出されたのですか。

保険医療・収納対策部長 議会にはこれからの話です。皆さん方の意見も聞いた上で我々として判断して、出すかどうかを決めたいと考えています。

会長 我々が議論しているのは、市長に対するものですね。例えば、報告書として生で議会に出るということはあるのですか。

保険医療・収納対策部長 この議論自体は、全部公表されます。きょうは新聞記者が来

ていらっしやいませんけれども、こういう議論がされているということは市民の方もわかりいただけます。ただ、それを具体的な案として出すのは、あくまでも札幌市の責任においてやりますので、それは我々の判断で行うことになります。その上で初めて市民的な議論といえますか、議会での議論になるかなというふうに考えています。

委員 私は、こういうデリケートな問題を今の時点で出されたことは、市当局としては勇気あることだと思います。こんなものには触れたくないですよ。部長はかわってからやりたいと思ったのではないかと思います。いるうちやったというのは大したものだと思います。

会長 すべての保険制度に共通することですけれども、要は、みんなで支え合っただけで制度を運用するということですから、そのときに一部の人だけに負担感が強く出たり、あるいは一部の人だけ負担が軽くなるということは、やはりみんなで支える制度としては公平ではないです。そういう意味では、先ほど部長がおっしゃっていた中間所得層の負担感が強くなるというところをどうにか解消したいというか、それに対応したいということでの今回の私どもに対する投げかけだと思うのです。

そういう中で、今、正直ベースで言うと、市の方で1案、2案と余り色をはっきり出さないで並列してあるけれども、個人的な意見というか、腹の底ではこっちの方がいいのではないかというご意見があったら、参考までに伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

保険医療・収納対策部長 旧ただし書き方式に変えたのは平成18年ですけれども、この際、一番大きな問題になったのは、所得に比例した方式ということなのですが、これは、今まで税金のかかった方にはいろいろな控除があるという税金の関係がありました。例えば、多人数世帯の場合には、今は扶養控除はだんだんなくなっていますけれども、控除があって保険料はむしろ安く済んでいたのです。ところが、旧ただし書き方式にしますと、完全に所得だけに比例して保険料がかかるということで、多人数世帯の保険料負担が物すごくふえたということがありました。それに配慮するというのもあって、実はこの賦課割合自体、応益割の中の平等割、均等割の割合も多人数世帯にかなり配慮するという形で22.5対22.5にしたわけでございます。その前は、たしか平等割が15%、均等割が三十何%だったと思います。

今回も、こういう形で案1、案2としておりますけれども、できるだけ多人数世帯の負担は減らしたいのです。やはり、保険料負担は、事例でもありますとおり、実際のところは重たいのです。かなり苦労して払っていただいていると考えますので、少しでもこの中で、軽くというわけではないのですけれども、上がるのを多少抑えられないかという考えで変更案2を出しております。

その辺は、できればですけれども、そういうふうにしたいなというのが私どもの本音というふうにお考えいただきたいと思います。

委員 そうだと思いますが、それが1と2だけなのか、その間もあるわけだからね。5%

分を全部、平等割側に行った方がいいのか、そうではなくて、その間をとるという可能性はあります。そこら辺は、あとは議会でやってもらわないと、ここで何%でというのは

ただ、多人数世帯に配慮するということがいいと思います。それが、22.5対27.5がいいのか、23と27がいいのかに関しては、議会でやってもらわないと、ここでは決められないと思います。2案しか出ていないわけですからね。

委員 ただ、過去を見たら、札幌市の場合は、過去の話は参考になるかどうかかわからないけれども、今の55対45、平成22年で5年間ですか、それは同じですけども、その前に平等割が上回ったことは一回もないですね。全部、均等割が上回っていますね。これは特別理由があるのですか。特に、平成12年から平成14年などは均等割が50のうち35で、平等割は15だったのです。

保険医療・収納対策部長 これについては、標準的な賦課割合は前から説明しますがけれども、国の政令基準の中では、基本的に所得割は50%、均等割は35%、平等割が15%になっているのです。あくまでも標準ですので、これは絶対に守らなければならないというわけではないのですけれども、平成15年以前はそういう割合にしておりましたが、これを平成15年に見直して少し変えております。

今回、ターゲットになっております平等割と均等割の割合につきましては、旧ただし書き方式にしたときに、これを22.5対22.5にしました。これは、先ほど言いましたように、多人数世帯の保険料負担がどうしても重くなるものですから、それに配慮したということで、本来の標準から少し外れますけれども、実情に応じて変えたということが言えるのではないかと思います。

もちろん、全体的な保険料負担が低く抑えられていれば、政令基準どおりにしてもよかったのでしょうか、札幌市自体の保険料が高いので、こうしないと多人数世帯の保険料負担が余りにも重くなるのではないかとということでこういうふうにしたわけです。

今回、先ほどご意見もいただきましたけれども、これを27.5対22.5にするということはどうなのだというご意見であろうかと思います。確かにおっしゃるとおりで、この範疇の中でいろいろな実情を見て変えるということはあるかもしれませんが、さらに一歩先に進んで平等割をもっと上げてもいいのではないかとご意見もあってもそれはそれで構わないと思っておりますけれども、やはり5%を変えるという中で我々としては考えるべきだろうということで、今回、最大限27.5にしてはどうかという形で出しているということです。

会長 今、市の方で、これまでの制度をベースにしながら、今現在の経済情勢を踏まえている検討した中では、今のお話ですと変更案2の50対50の内訳については27.5対22.5が、特に多人数世帯に対する配慮という面を含めて事務局サイドとしては適当ではなかろうかというご意見をお持ちだということです。

委員 確認させていただきたいのですが、ケース1からケース4までの7割軽減に該当するような世帯の中で、これはあくまでもモデルケースとして出していたいたと思います



す。そうしますと、実際にふたを開けてみたら、500円アップになる家庭とか、下手をすれば1,000円アップになるような家庭は絶対に出ないのかというのが少し心配です。350円が確実に限度だというのだったら、ぎりぎり仕方ないだろうかという気もするのですが、そのあたりのいろいろなケースの中で、これ以上ふえないのかということを確認させていただきたいと思います。

保険年金課長 これはあくまでもモデルなので、350円で最大なのかと言われれば、実はそうではありません。例えば、単純に、ケース3で子どもがもっとももっとたくさんいるという場合にはもっと上がります。多人数世帯は上がってしまいます。ただ、現実の話をしたら、ケース3の場合でも、4人世帯で16万円ですが、子どもがもっと多いというときに、そもそも保険料云々ではなくて生活していけるのかどうかという部分があります。そうなってくると、もはや保険の世界の話ではなくなってしまうのです。

ですから、何千円も上がる世帯が絶対になのかと云ったら、それぞれ被保険者の世帯構成はいろいろなので、上がるというケースは出てくると思います。ただ、すべてに対してと考えるべきなのか、あるいは社会保険でやる部分とそうではないほかの福祉施策でやる部分で、何でもかんでも公的医療保険でという整理が果たして妥当なのかどうかというところはあると思います。ですから、ある程度標準的な7割軽減世帯のモデルケースだとこんな感じなのだけれどもという中で考えざるを得ないのかなと思います。

委員 今回の案1と案2のことに関連してですけれども、例えば、先ほどケース7は、本当にこれで生活していけるのかという厳しい状況だと思うのですが、先ほどからのご説明では、多人数世帯に対して配慮したいということですが、私は大学の教員をしておりますので、実は、最近、このケース7が物すごい勢いでふえているということを実感しております。恐らく、来年度以降は今よりもっとふえてきます。そうしたときに、こういうケースをレアなケースとは考えられないのではないかと考えています。そうしますと、札幌市の中で多人数の世帯と少人数の世帯の割合が一体どれくらいあるのかということが、私がこれをちゃんと読み込んでいないのかもしれないのですが、その割合によっても、どちらをより重点的に配慮しなければいけないのかということも考えなければいけないような気がするのですけれども、教えていただければと思います。

保険年金課長 多人数世帯は、大体1万3,000世帯で全体の約4%です。単身世帯が、ちょっとつかみですけれども、6割くらいです。ケース7は、最近、新聞で新卒の大卒者が五十何%しか就職が決まっていないという記事を読みましたが、賦課割合の変更云々の話ではなくて、そもそもそういう低所得者に対する現行賦課割合がかなり負担になっているので、そこをどうするかという別の議論にならざるを得ないと思います。ですから、新たに減免の制度をつくるなどという中で整理すべきではないのかということです。

委員 ただ、少なくともこのケースだけで考えますと、案2ですと月額8,000円を軽く超えてしまいます。そういうところで、月20円ふえるのか110円ふえるのかというところでありますけれども、負担感がある程度の方々に出てくるのはどうかと思います。

す。

会長 委員のご意見は、所得の低い方に対する配慮という面で、額が少額であっても何らかの配慮をする必要があるのではないかという意見だと思っております。それに対して、市としては、国保の保険料だけでなく、もう少し社会福祉なり全体の中での政策の中で対応する部分もあるという回答でないかと思っております。

それはそれとして、とりあえずこの賦課割合のところはいかがですか。27.5と22.5ということについては、ある意味では、つかみと言ったら失礼だけれども、えいやと5%上に乗せてしまったという話ですね。それ以外にもバリエーションは幾らでもあるのですけれども、今の時代は多人数世帯に配慮することも必要だという一つのメッセージという形で、検討した中ではこういうものがあったということですからけれども、皆さん方のご意見はいかがでしょうか。

委員 私は、政令市のもを見てきまして、変更案2に賛成しようと思ってきょうは来ました。

委員 前回もいろいろ説明を受けて、基本的には案2に賛成しています。

きょうも、皆さんの意見をいろいろ聞きますと、大体、案2を基本として、それにどうしてもつけてほしいこと、低所得者向けの課題などを全部付加して提案して事務局の方から出していただければ意が伝わるのかなと思います。

プランというのは、完全なものをつくろうとしてもなかなかできないのです。ある程度満足すべき点で提案できるかどうか、その提案力があるかどうかかなのです。それから、一回、ここでつくったプランを一番いいと思ってつくったとしても、社会情勢が3カ月後、6カ月後に変わりますと、また全く違うプランに変わるので、現時点で最良と思われるものに、前回、今回を通して各委員から出ている意見を付加して提案されれば、この委員会としての意が伝わるのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

今の段階では、50対50ということと、平等割、均等割について案2の27.5対22.5、それに加えて所得の低い方に対する配慮を欠かさないようにというのが皆さん方のおおよそのご意見かと思っております。それ以外に何かほかに……。

委員 50対50は低所得者ですね。27.5と22.5は、低所得者とそれ以外という分け方ではないのではないですか。

会長 失礼しました。そこは多人数世帯に対する配慮ということですね。

いかがでしょうか。

もし、そういう形で皆さん方のご了解といたしますか、ご意見をいただいたということであれば、この委員会としては、今申し上げたような50対50にして、事務局のつくられた案2で平等割27.5と均等割22.5ということで多人数世帯にも配慮した形としてはどうでしょうか。

この割合については、何ぼになるかわからないところもあるので、とりあえず、この割合でおおむねいいのではないかということでどうでしょうか。それに加えて、所得の低い方に対する配慮を十分することが必要だという我々の意見としてはどうですか。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

会長 では、そういう形にしたいと思います。

それ以外に、どうしてもこれだけは意見としてつけ加えたいというものがあれば、これは1人の意見でもいいのですね、どうしてもこれだけは市長に言っておきたいということはありませんか。

委員 これが、これから外に出ていく場合の市民に与えるイメージなのですから、中間所得層という言葉から受けるイメージがあるような気がします。私も、実は前回びっくりしたのですけれども、200万円というのが中間所得層というふうに一般的に受けとめられるのだろうかという心配があります。その言葉で発するよりも、現実的な金額で出した方が納得していただけるのではないかという気がします。中間所得層に配慮したということばかり表に出すと、ちょっと反発が強いのではないかという気がしますので、そのあたりの言葉のご配慮もしていただければと思いました。

会長 これは、それぞれの感覚がございますね。中間といったときに、どのくらいかと。自分と同じだったら中間と思う方もいらっしゃるでしょうし、自分は下の方だから中間はもっと上だと思う方もいると思います。

ちなみに、いまさら聞くのも変な話ですが、この額というのは、所得ベースの話ですか、収入ベースの話ですか。

保険年金課長 収入ベースです。ですから、一般的な感覚よりは大分かけ離れていると思います。通常、年収200万円とか300万円というのは世間的には低所得なのです。

委員 公開的には中間所得層という言葉が表に出ていますね。

保険年金課長 国保の世界を知られている方にとっては、中間所得層というのが収入ベースで大体200万円、300万円、400万円という感覚はあるのですけれども、新聞に中間所得層と載ったら、多分、皆さんはサラリーマンの中間所得層みたいなイメージでとられると思うのです。

会長 普通のイメージは、もっと高いですね。

保険年金課長 ですから、言葉の使い方は工夫の余地があるのかなと思います。

会長 これは、我々の意思、表現、メッセージとして中間所得層と言うと、皆さんはそういうことをお考えではなかったのですね。収入ベースで200万円そこそこの人たちを含むようなイメージがないので、そういう意味では具体的な金額を幾らから幾らぐらいの層の方々に対する負担感の軽減という形の表現にしたらどうですか。

保険年金課長 ごもっともなご指摘だと思いますので、そこら辺はある程度数字を使いながらの表現で対外的にはやっていきたいと思います。

会長 委員、いかがですか。

委員 僕は、数字を出すのは、逆にちょっとどうかと思います。「層」というのはぼやかしているので、例えば数字を表現して、そこにいるのに違うということになってくるのですが、事務局がいいと言うのならいいのです。

保険年金課長 数字といっても、ある程度幅を持たせてやりますので、びたびたということはないです。いろいろ工夫します。

会長 その幅を200万円から500万円と大きくしたらどうですか。だますようなことはよくないと思うのですけれども、今のお話だと、中間所得層という言葉から受けるイメージはもっと収入として高いレベルを皆さん考えますので、それは誤解を生ずることになると思います。委員がおっしゃるように、余りびたびたと決めつけ過ぎると、実態は違うのではないかという議論も出かねないので、その辺の配慮は必要だと思うのですけれども、収入ベースの幅を少し緩やかにとって表現していただくということでどうですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

会長 それでは、いろいろ意見が出て、2回にわたって皆さんから熱心にご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。おかげさまで、最初はどうか、まとまらないので委員個人個人の意見を全部書かなければならないかなと思ったのですけれども、今、集約したような形で委員会としての意見をまとめて市長にお出しすることにしたいと思います。

それでは、議事はこれで終わりました、事務局の方にお戻しいたしますので、お願いします。

保険年金課長 皆さん、長時間にわたり、ありがとうございました。

本日の審議事項につきましては、特に事務連絡等はございません。

次回の運営協議会の日程でございますが、定例ですと次回は来年2月を予定しております。平成23年度の予算案、あるいは条例改正などがありましたらそのことなどについて、そのほかに何かありましたら議題がふえるかもしれませんけれども、そのようなことを予定しております。

以上でございます。

委員 選挙だから骨格予算で出るのですか。

保険年金課長 そうです。今年度は骨格予算です。

会長 事務局の方から話を聞いていたのですけれども、資料の論点のポイントとして二つ、世帯の保険料負担増と変更の実施についてという項目があります。先ほどいろいろ議論があった中では、のろのろしていると平成25年の次の高齢者医療制度の改正がなだれ込むということで、事務局ではいろいろ神経を使ったようだけれども、すばっと平成23年度から改定を行うという意見でよろしいのではないと思うのですが、どうですか。

変更の実施についてということで黒ボツがいろいろあるのですけれども、中には何をどうすればいいのかわからないところもあるので、ごく単純に平成23年度からするという

ことでのご意見としてまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 平成23年度は、まだ我々の任期内ですか。

会長 先ほどの任期等の議論については……。

委員 そのときは、違う委員がいらっしゃるでしょう。それにもかかわらず、我々はそういうことを言えるのですか。

委員 議会に出すだけで、その後は議会が決めてくれればいいわけです。こんなことは我々が決められるわけではないです。

保険年金課長 今の委員の任期が平成23年5月までありますので、平成23年度当初はまだ皆さん委員の立場でいらっしゃいます。ご安心ください。

会長 それでは、もう一回確認しますが、平成23年度から今の内容でやるという意見を申し上げるといふことにしたいと思います。

## 5. 閉 会

会長 それでは、以上をもちまして、平成22年度第3回国民健康保険運営協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

以 上